	サイレン	警鐘
備考	約一分　休止　約一分	約十秒　約十秒
一　警告は、適宜の時間継続すること。 二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。	● ― ●	● ●

第二十七条の五　国土交通大臣は、第二十七条の三の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一～三　（略）

四　法第五十条第一項のダムを設置する者（以下この号及び第二十七条の十九第一項第四号において「ダム設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ～ハ　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、九四六人	
観光庁	二二四人	
気象庁	五、〇三〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、七八八人	
合計	六〇、一七〇人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和六年九月三十日までの間においては、三九、九八六人とする。

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、四一〇人	
観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇二五人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、六八一人	
合計	五九、五二〇人	